

【報酬告示の改正案】

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

(平成 27 年 4 月施行分)

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）【平成二十七年四月一日施行（予定）】
（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行																					
<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき千九百七十円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>一日につき千六百四十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千五百五十円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき三百七十円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型準個室	一日につき千六百四十円	従来型個室	一日につき千五百五十円	多床室	一日につき三百七十円	<p>介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>一日につき千九百七十円</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>一日につき千六百四十円</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>一日につき千五百五十円</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>一日につき三百二十円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	額	ユニット型個室	一日につき千九百七十円	ユニット型準個室	一日につき千六百四十円	従来型個室	一日につき千五百五十円	多床室	一日につき三百二十円
区分	額																						
ユニット型個室	一日につき千九百七十円																						
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円																						
従来型個室	一日につき千五百五十円																						
多床室	一日につき三百七十円																						
区分	額																						
ユニット型個室	一日につき千九百七十円																						
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円																						
従来型個室	一日につき千五百五十円																						
多床室	一日につき三百二十円																						
<p>備考 一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費①又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。</p>		<p>備考 一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費①又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。</p>																					

一頁

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費①又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設サービス費①若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費①又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サービス費①若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費①又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費①若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費①を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護福祉施設サービス費①、地域密着型介護福祉施設サービス費②、旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費③若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費④又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費⑤、旧措置入所者介護福祉施設サービス費⑥、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費⑦若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費⑧を算定すべき者が利用する居室をいう。

二頁

補社協設サービス費を算定すべき者が利用する居室をいう。